

3月6日公表

本県で1例目が発生したことに伴う連絡

宮崎県教育委員会

3月4日（水）に本県にて1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生したことを受け、2月28日（金）に示した対応の追加事項を示す。

1 臨時休業について

全ての県立学校の臨時休業を春休みの前日までの間とする。なお、春休みも同様の対応が続くことを想定しておくこと。

(1) 県立中学校及び特別支援学校の卒業式について

- 卒業式については、一律の要請を行わず、各学校で実施の可否を検討する。ただし、実施する場合には、卒業生のみで実施するなど、感染拡大の防止を徹底する。なお、必要な在校生を式に出席させる場合は、保護者の許可を得て登校させる。

(2) 県立高等学校二次募集入学検査について

- 感染拡大防止の取組を徹底し、予定どおり実施する。
※ 詳細については、高校教育課より別途通知する。

(3) 臨時休業期間中の登校日について

- 新年度の準備など、児童生徒の登校が必要な場合は、臨時休業期間中に学校長の判断で必要最小限の登校日を設定することができる。
- 児童生徒を登校させる場合には、感染拡大の防止に取り組む。
<感染拡大防止の取組>
 - ・ 風邪のような症状のある児童生徒は登校させない。
 - ・ 学年、学級単位での対応（時差登校等）
 - ・ マスク着用及び手指消毒の実施
 - ・ 教室等における児童生徒同士の距離の確保
 - ・ 適切な環境の保持（こまめな換気）

(4) その他

- 臨時休業期間は、部活動は中止とする。
- 諸般の事情により登校が必要な者については個別に対応する。
- 個別対応に関する事など、今後の対応については、感染の状況を見極めた上で、県教育委員会と学校が適宜対応を協議する。

2 児童生徒及び保護者への対応について

- 児童生徒に対しては、家庭学習等が適切に行われるよう、教員が電話で指導するなど必要な措置を講じる。
- 今回の措置について、保護者へは各学校からHPやメール等で知らせる。

3 今後の対応について

- 臨時休業期間の見直し等については、新型コロナウイルス感染症対策関連法案の成立など国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、遅くとも3月16日（月）までには連絡する。
- 個別の具体的な事例や対応の詳細については、適宜、学校と協議する。